

平成 27 年 5 月招集会議知事提案説明要旨

議員の皆様方へのごあいさつに先立ちまして、ネパールにおいて発生いたしました大地震につきまして、申し上げます。

ご承知のとおり、先月 25 日に、ネパールにおきまして、マグニチュード 7.8 という大地震が発生いたしました。その被害は、ネパール国内だけにとどまらず、インド、中国、バングラデシュといった周辺国にも及び、死者が周辺国も含めて 7 千人を超える大惨事となりました。現地におきましては、今なお被災者への支援活動や復旧作業が続けられております。

県民の皆様とともに、今回の地震災害によりお亡くなりになられた方々と、そのご遺族に対しまして、哀悼の意を表しますとともに、負傷された方々や避難生活を余儀なくされておられる方々に、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い御回復、復興をお祈りいたします。

また、現在、台風第 6 号が本県に近づいており、西日本から東日本にかけての広い範囲において激しい雨が降ることも予想されます。市町や彦根地方気象台などとも連絡・連携を密にしながら、情報共有や事前準備を行うなど、全庁を挙げて、対応に万全を期してまいります。

それでは、改選後初の県議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る 4 月 12 日に執行されました滋賀県議会議員一般選挙におきまして、県民の皆様のご期待を担われ、めでたく御当選を果たされました。執行部を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げます。

議員の皆様方には、地域の思いを県政に届けることはもとより、県政全般について大所高所からご審議いただくことについて、県民の皆様から大きな期待が寄せられております。

私も初心を忘れることなく、滋賀の未来を見据え、皆様と積極的に意見交換、政策議論を行いながら、緊張感と使命感をもって、県勢の発展のために全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、先ほどの選挙で新しく選出されました西村議長ならびに野田副議長におかれましては、御就任まことにおめでとうございます。人口減少社会の到来など時代が大きく変化しております今日、難しく重要な職責ですが、活発かつ真摯な審議を通じて、県民の皆様の負託にこたえ、十二分にご活躍いただきますようお祈り申し上げますとともに、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本県は、これまで全国でも数少ない人口増加県でありましたが、昨年10月1日現在の推計人口は、前年同月比で昭和41年以来48年ぶりの減少となり、いよいよ本格的な人口減少局面に入ったものと認識しております。

また、大規模な地震災害やエネルギー政策などへの不安の高まり、異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、本県を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しております。

このような様々な情勢の変化に的確に対応し、長期的な視点から将来を展望して効果的に施策を展開していくため、本県では、平成27年度から平成30年度までを計画期間とする「滋賀県基本構想」を、去る2月定例会議において議決をいただき、策定したところでございます。

この新たな基本構想におきましては、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなでつくろう！新しい豊かさ～」を基本理念として掲げております。

「新しい豊かさ」とは、「自分」の豊かさだけでなく、「今」の豊かさだけでなく、「もの」の豊かさだけでもない、「みんなが将来も持続的に実感できる「心」の豊かさ」であり、それぞれの豊かさがつながり、調和していくものと捉えております。

この「新しい豊かさ」を県民の皆様とともに追求していくことで、誰もが豊かさを実感できる滋賀の実現を目指してまいりたいと考えております。

この基本理念の実現に向けては、「ひと」、「地域の活力」、「自然・環境」、「県土」、「安全・安心」という5つの視点から、ほぼ一世代後となる平成52年、2040年頃の目指す姿を描くとともに、平成27年度から平成30年度までの4年間に、時代の流れを見据え、先駆的かつ重点的に取り組むべき7つの政策を掲げております。

本県には、環境や福祉の分野をはじめとして、国に先駆けた政策を展開し、全国をリードしてきた歴史がございます。この進取の精神を大事にしながら、7つの重点政策を具体的な施策として展開してまいります。

こうした中におきましても、滋賀の将来に向けた県政全体を貫く歴史的課題であります「人口減少社会を見据えた豊かな滋賀の創造」と、「新しいエネルギー社会の実現」につきましては、特に力を入れて取組を進めてまいりたいと考えております。

人口減少社会への対応につきましては、国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が昨年12月に閣議決定されたところでございますが、

本県においても、滋賀の強みを活かしながら、地域の実情や課題を踏まえた滋賀らしい総合戦略を本年 10 月末を目途に策定し、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりにしっかりと取り組んでまいります。

また、3. 11 から 4 年が経過し、本年も原発が稼働せぬ夏を迎えようとしております。電気料金値上げの影響を注視しながら、しっかりと対応するとともに、再生可能エネルギーの導入促進や関連産業の振興などに取り組み、原発に依存しない新しいエネルギー社会の実現に向けて、着実にその歩を進めてまいります。

県政の総合的な推進のための指針であります新たな基本構想を、県民の皆様と理念を共有し、その実現に向けて、ともに取組を進めてまいりたいと存じます。

併せまして、この基本構想の実現を確かなものとするためには、行政運営においても、将来を見据え、常に変革の姿勢を持ちながら、未来へ布石を打っていく、「経営的な視点」が必要であると考えております。

このため、人材や組織、施設や情報など県が持つ経営資源を最大限活用しながら、「攻め」「見える」「前向き」の 3 つの基本的な視点のもとで、困難な課題にも果敢に挑戦し続ける県行政を目指しまして、新たに「滋賀県行政経営方針」を 3 月に策定いたしました。

今後、この方針に基づきまして、開かれた県政のもとで、県民の皆様との対話を重ね、共感を広げ、県民の皆様をはじめとする多様な主体との協働へとつながる「対話と共感、協働による行政経営」に職員一丸となって取り組むことによりまして、未来へ向かってともに歩む「県民主役の県政」の実現を目指してまいります。

また、新しい教育委員会制度のもと、先月 24 日には、知事と教育委

員からなる「総合教育会議」を開催し、新たに策定する大綱などについて議論したところでございます。

基本構想が目指す姿を実現するためには、滋賀の未来を担う人づくりこそが重要であります。子どもたちの「夢と生きる力」を育み、県民一人ひとりが生涯を通じて学び、心の豊かさを実感できるよう、教育委員会としっかりと連携して総合的に教育行政を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましても、県政推進のために、今後ともご意見を賜りますよう、格別の御理解と御協力を、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしました案件の概要につきまして、御説明申し上げます。

議第 95 号は、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴いまして、過疎地域および離島振興対策実施地域における課税免除の適用期限を平成 29 年 3 月 31 日まで延長しようとするものでございます。

議第 96 号は、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部改正に伴いまして、当分の間、1 人に限り、保育士とみなすことができる者に、これまでの保健師または看護師に、准看護師を加えようとするものでございます。

議第 97 号は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、構造改革特別区域内において、満 3 歳に満たない園児の食事の提供について外部からの搬入を行うことが認められた公立の保育所が、幼保連携型認定こども園に移行し

た場合においても、同様の措置を講じようとするものでございます。

議第 98 号は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 99 号は、専決処分について承認を求めようとするものでございまして、地方税法等の一部改正に伴いまして、県税条例について、所要の措置を講じたものでございます。

議第 100 号は、滋賀県監査委員に奥村芳正さんを選任することについて、同意を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしく御審議をいただきますよう、お願い申し上げます。